

利用者のために

1. 調査の目的

2020年農林業センサスは、我が国の農林業の生産構造、就業構造及び農山村等の農林業をとりまく実態を明らかにするとともに、我が国の農林行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的として実施した。

2. 調査の沿革

戦後、センサス方式の調査として農家人口調査（昭和21年）、臨時農業センサス（昭和22年）及び農地統計調査（昭和24年）を実施した。

昭和25年に至ってFAO（国連食料農業機関）が提唱する1950年世界農業センサスに参加し、我が国における農業センサスの基礎が固まった（林業センサスは昭和35年から実施）。

その後10年ごとに世界農業センサスに参加するとともに、その中間年次に我が国独自の農業センサスを実施することとなった。

なお、今回2020年農林業センサスは戦後15回目の農業センサスであり、林業センサスとしては9回目となる。

3. 調査の根拠法規

調査は、統計法（平成19年法律第53号）、統計法施行令（平成20年政令第334号）、農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）及び平成16年5月20日農林水産省告示第1071号（農林業センサス規則第5条第1項の農林水産大臣が定める農林業経営体等を定める件）に基づいて行った。

4. 調査の期日

令和2年2月1日

5. 調査の対象

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、かつ、生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の「農林業生産活動」を行う者を対象とする。

ただし、試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としない農林業経営体を除く。

6. 調査方法

農林業経営体調査については、統計調査員が、調査対象に対し調査票を配布・回収す

る自計調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。その際、調査対象から面接調査（他計報告調査）の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査（他計報告調査）の方法をとった。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。

ただし、家畜伝染病の発生等に起因して統計調査員の訪問が困難な場合は、郵送により調査票を配布、回収する方法も可能とした。

7. 2020年調査の主な変更点

(1) 調査対象の属性区分の変更

2005年農林業センサスで農業経営体の概念を導入し、2015年調査までは、家族経営体と組織経営体に区分していた。2020年調査では、法人経営を一体的に捉えるとの考えのもと、法人化している家族経営体と組織経営体を統合し、非法人の組織経営体と併せて団体経営体とし、非法人の家族経営体を個人経営体とした。

(2) 調査項目の見直し

ア 調査項目の新設

(ア) 青色申告の実施の有無、正規の簿記、簡易簿記等の別

(イ) 有機農業の取組状況

(ウ) 農業経営へのデータ活用の状況

イ 調査項目の削減

(ア) 自営農業とその他の仕事の従事日数の多少（農業就業人口の区分に利用）

(イ) 世帯員の中で過去1年間に自営農業以外の仕事に従事した方の有無（専業別の分類に利用）

(ウ) 田・畑・樹園地の耕作放棄地面積

(エ) 農業機械の所有台数

(オ) 農作業の委託状況

(カ) 農外業種からの資本金、出資金提供の有無

8. 利用上の注意

(1) 統計表の数値については、集計値の原数を四捨五入しており、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

(2) 表中に用いた記号は以下のとおりである。

「0」……単位に満たないもの（例：0.4ha → 0ha）

「-」……調査は行ったが該当事実がないもの

「…」……事実不詳又は調査を欠くもの

「△」……数値が減少したもの

「X」……個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

(3) 統計表について、本掲載は旧市町村別（旧市町村は昭和 25 年 2 月 1 日現在）とした。また、昭和 25 年当時の市区町村が分割合併された場合は、「〇〇村 2 - 1」、「〇〇村 2 - 2」と表記している。

(4) 統計表の「旧市町村別」とは、昭和 25 年 2 月 1 日現在の市町村（1950 年世界農業センサス）の単位をいい、統計の時系列比較を可能にするために「旧市区町村」として集計範囲が固定されている（本市は計 31 市町村に分類）。

なお、旧市町村の「久留米市」とは、長門石・小森野・東櫛原・鳥飼・国分・御井地域を合わせたものである。「上津荒木村」は現在の上津町、「下広川村」は現在の上津町及び荒木町に含まれる地域である。

令和 6 年 3 月

久留米市